

令和3年5月10日

組合長・特別会員様

小田原食品衛生協会長

まん延防止等重点措置に係る協力をお願いについて

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県知事から次のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、改正された「特別措置法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」に基づき対応していただきたく、貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

※改正された「特別措置法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」における飲食店等への主な要請等

- ① 措置期間：令和3年4月20日～5月11日を5月31日まで延長
- ② 措置区域：5月12日から横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市の9市に加え、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町の6市2町を追加
- ③ 営業時間の短縮
措置区域内：営業時間は5時から20時までの時短営業
酒類の提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)の**終日停止**
カラオケ設備の提供は**終日停止**(飲食を主たる業とする店舗に限る)
その他の区域：営業時間は5時から21時(酒類の提供は11時から20時、提供本数制限、提供時間の制限など実情に応じた対応)
カラオケ設備の提供は**終日停止**(飲食を主たる業とする店舗に限る)
- ④ カラオケ設備提供の終日停止(飲食を主たる業とする店舗に限る)等が新たに交付要件として追加

※新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の申請をする事業者の方は、交付要件等に変更がありますので御注意ください。